

上場インデックスファンド225

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

「上場インデックスファンド225」は、主に株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

「日経平均株価（日経225）」の著作権などについて

- ・「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。
- ・「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属している。
- ・当ファンドは、投資信託委託会社などの責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、その運用および当ファンドの取引に関して、一切の責任を負わない。
- ・株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負わない。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有している。

この目論見書により行なう「上場インデックスファンド225」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成21年10月8日に関東財務局長に提出しており、平成21年10月9日にその効力が発生しております。

当該有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

「上場インデックスファンド225」は、課税上は特定株式投資信託として取り扱われます。

有価証券届出書提出日	:	平成21年10月8日
発行者名	:	日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	:	取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー
本店の所在の場所	:	東京都港区赤坂九丁目7番1号
有価証券届出書（有価証券届出書の訂正届出書を含みます。）の写しを縦覧に供する場所	:	名称 株式会社東京証券取引所 所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

下記の事項は、この投資信託（以下「当ファンド」といいます。）をお申込みされる投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

記

当ファンドのリスクについて

- ・当ファンドは、主に株式を投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行者の財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。
- ・当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」、「流動性リスク」、「信用リスク」および「有価証券の貸付などにおけるリスク」などがあります。

詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の「第二部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 3 投資リスク」をご覧ください。

当ファンドの手数料などについて

お申込時、ご換金（解約）時にご負担いただく費用

申込手数料	販売会社は、取得申込者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金手数料	販売会社は、受益者が交換を行なうときおよび受益権の買取りを行なうときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用

信託報酬	以下の1)および2)を合計した額 1) 純資産総額に対し年0.23625% (税抜0.225%) (有価証券届出書提出日現在)の率を乗じて得た額 2) 信託財産で保有する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料に0.525 (税抜0.5)以内を乗じて得た額
監査費用	純資産総額に対し 年率0.000945% (税抜0.0009%)
売買委託手数料 など*	・ 組入有価証券の売買委託手数料 ・ 立替金の利息 など

詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の「第二部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

* 売買委託手数料などについては、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することができません。

当ファンドの手数料などの合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

上場インデックスファンド 2 2 5

商品分類	追加型投信 / 国内 / 株式 / E T F / インデックス型
ファンドの目的	日経平均株価に採用されている銘柄の株式に投資を行ない、日経平均株価の計算方法に従ってポートフォリオを構成し、原則としてそれを維持することにより、基準価額が同指数の動きと高位に連動することをめざします。
主な投資対象	日経平均株価に採用されている銘柄の株式を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none">・ 株式への投資割合には、制限を設けません。・ 外貨建資産への投資は行ないません。
主なリスク	<ul style="list-style-type: none">・ 価格変動リスク・ 流動性リスク・ 信用リスク・ 有価証券の貸付などにおけるリスク・ 日経平均株価と基準価額の乖離リスク
信託報酬	以下の 1) および 2) を合計した額 1) 純資産総額に対し年 0.23625% (税抜 0.225%) (有価証券届出書提出日現在) の率を乗じて得た額 2) 信託財産で保有する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料に 0.525 (税抜 0.5) 以内を乗じて得た額
信託期間	無期限 (平成 13 年 7 月 9 日設定)
決算日	毎年 7 月 8 日
収益分配	毎決算時に、信託財産から生ずる配当等収益から諸経費などを控除後、全額分配することを原則とします。

商品内容を充分にご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

取得・換金（解約）に関して

取得・換金 取扱時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時）まで なお、受付締切時間が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
申込方法	取得申込者は、販売会社所定の方法により、その保有する株式をもって取得の申込みを行なうものとします。
申込価額	取得申込受付日の基準価額
申込手数料	販売会社は、取得申込者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
申込単位	ユニット株式の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数（10口未満切上げ）を申込単位とし、その整数倍とします。 「ユニット株式」とは、日経平均株価における各構成銘柄の1単位の株式すべてを指します。
途中解約	解約請求による途中換金をすることはできません。
受益権と株式との 交換	受益権をもって株式と交換することができます。
換金手数料	販売会社は、受益者が交換を行なうときおよび受益権の買取りを行なうときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

基準価額、販売会社などにつきましては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（半休日となる場合は午前9時～正午）

	頁
第一部 証券情報	1
(1) ファンドの名称	(7) 申込期間
(2) 内国投資信託受益証券の形態等	(8) 申込取扱場所
(3) 発行(売出)価額の総額	(9) 払込期日
(4) 発行(売出)価格	(10) 払込取扱場所
(5) 申込手数料	(11) 振替機関に関する事項
(6) 申込単位	(12) その他
第二部 ファンド情報	3
第1 ファンドの状況	3
1 ファンドの性格	3
(1) ファンドの目的及び基本的性格	
(2) ファンドの仕組み	
2 投資方針	8
(1) 投資方針	
(2) 投資対象	
(3) 運用体制	
(4) 分配方針	
(5) 投資制限	
3 投資リスク	11
4 手数料等及び税金	14
(1) 申込手数料	
(2) 換金(解約)手数料	
(3) 信託報酬等	
(4) その他の手数料等	
(5) 課税上の取扱い	
5 運用状況	16
(1) 投資状況	
(2) 投資資産	
投資有価証券の主要銘柄	
投資不動産物件	
その他投資資産の主要なもの	
(3) 運用実績	
純資産の推移	
分配の推移	
収益率の推移	
6 手続等の概要	21
7 管理及び運営の概要	24
第2 財務ハイライト情報	27
1 貸借対照表	
2 損益及び剰余金計算書	
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	30
第4 ファンドの詳細情報の項目	31
約 款	32

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

- ・上場インデックスファンド225 (以下「ファンド」といいます。)
- ・愛称として「上場225」、「J o J o 225」という名称を用いることがあります。

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

- ・追加型証券投資信託受益権です。(以下「受益権」といいます。)
- ・格付は取得しておりません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行(売出)価額の総額

10兆円を上限とします。

(4) 発行(売出)価格

取得申込受付日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5) 申込手数料

販売会社は、取得申込者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 申込単位

ユニット株式の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数(10口未満切上げ)を申込単位とし、その整数倍とします。

「ユニット株式」とは、日経平均株価における各構成銘柄の1単位の株式すべてを指します。

(7) 申込期間

平成21年10月9日から平成22年10月8日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 申込取扱場所

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(半休日となる場合は午前9時～正午)

(9) 払込期日

取得申込者は販売会社の指定する日までに、原則としてその保有する株式をもって取得申込みを行なうものとします。取得申込みに係る株式は、追加設定を行なう日に、販売会社によって、受託会社が指定する株式会社証券保管振替機構のファンドの口座に預託、保管されます(金銭が含まれる場合は、当該金銭については、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。)

(10) 払込取扱場所

「(8) 申込取扱場所」に同じです。

(11) 振替機関に関する事項

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) その他

該当事項はありません。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的

日経平均株価に採用されている銘柄の株式に投資を行ない、日経平均株価の計算方法に従ってポートフォリオを構成し、原則としてそれを維持することにより、基準価額が同指数の動きと高位に連動することをめざします。

日経平均株価は、株式会社日本経済新聞デジタルメディアが発表している株価指数で、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち、株式市場を代表する 225 銘柄を対象に算出されます。計算方法は、ダウ式修正平均株価で、連続性を維持するために必要に応じて除数を修正します。

$$\text{日経平均株価} = \frac{\text{指数採用 225 銘柄の株価合計}}{\text{除数}}$$

株価は、50 円みなし額面以外は 50 円みなし額面に換算。

現在の算出方法は 1950 年に採用され、1949 年まで遡及計算されました。日本の株価指数では最も長い歴史を持ち、内外の投資家や株式市場関係者にもよく知られています。構成銘柄は、市場流動性、セクターバランスを基に毎年見直されます。また、構成銘柄の合併、上場廃止などに対応した見直しが行なわれます。

「日経平均株価（日経 225）」の著作権などについて

- ・「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。
- ・「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属している。
- ・当ファンドは、投資信託委託会社などの責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、その運用および当ファンドの取引に関して、一切の責任を負わない。
- ・株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負わない。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有している。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券		
追加型投信	内外	不動産投信	MRF	特殊型
		その他資産 ()	ETF	
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ETF

投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。

インデックス型

目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式 一般	年1回	グローバル	
大型株 中小型株	年2回	日本	
	年4回	北米	日経 225
債券 一般	年6回 (隔月)	欧州	
公債		アジア	
社債		オセアニア	TOPIX
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)		
不動産投信	日々	中南米	
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ	その他 ()
		中近東 (中東)	
資産複合 ()		エマージング	
資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

株式 一般

当ファンドは、株式に投資を行いません。「株式 一般」とは、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

ファンドの特色

当ファンドは、契約型の投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる仕組みが採り入れられております。

- 1) 受益権を東京証券取引所に上場しており、取引時間中であればいつでも売買が可能です。
 - イ) 売買単位は 10 口単位です。(有価証券届出書提出日現在)
 - ロ) 売買手数料は、取扱会社が定めるものによります。
 - ハ) 取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは、取扱会社へお問い合わせください。
- 2) 申込みには、委託会社が指定する一定口数以上の申込みが必要となります。
ユニット株式(日経平均株価における各構成銘柄の 1 単位の株式すべてを指します。)の評価額に相当する一定口数の取得申込みが、最低必要となります。
- 3) 株式によって受益権を取得します。
- 4) 解約請求による途中換金をすることはできません。
- 5) 受益権をもって株式と交換することができます。

日経平均株価構成銘柄は毎年入替えが行なわれますので、申込時に拋出された日経平均株価構成銘柄と、交換時に取得される各株式は完全に一致するものではありません。

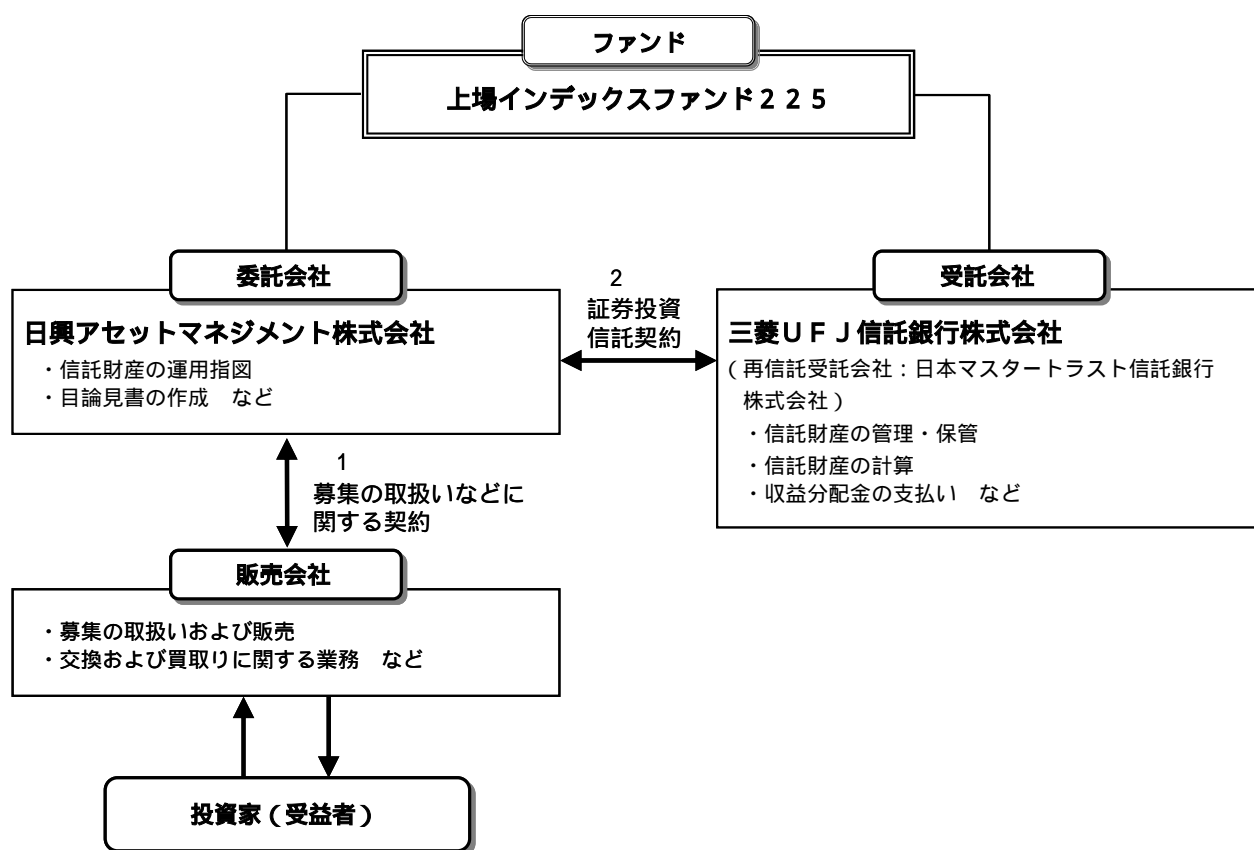
日経平均株価構成銘柄の入替え、権利落ちなどの市況変動によらない株価変動による除数の修正などにより、申込時に取得された受益権の口数と、交換時に必要とされる口数は一致するものではありません。

- 6) 名義登録手続きによって受益者を確定し、当該受益者に対して収益分配金の支払いを行ないます。
当ファンドの収益分配金は、計算期間終了日現在において、受託会社に名義登録している受益者に支払われます。受益者は、取扱会社を經由して名義登録を行なうことができます。

信託金限度額

- ・ 5 兆円相当額を限度として有価証券または金銭を追加信託することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) ファンドの仕組み
 ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、交換および買取りに関する業務の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（平成 21 年 11 月末現在）

1) 資本金

17,363 百万円

2) 沿革

昭和 34 年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

平成 11 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号	194,152,500 株	98.54%

2 投資方針

(1) 投資方針

- ・日経平均株価に採用されている銘柄の株式に投資を行ない、信託財産中に占める各銘柄の株数の比率を日経平均株価における個別銘柄の株数の構成比率に維持することを目的とした運用を行ない、日経平均株価の動きに連動する投資成果をめざします。
- ・次に掲げる場合には、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。
 - 日経平均株価の計算方法が変更された場合
 - 日経平均株価に採用されている銘柄の入替えまたは資本異動などにより、日経平均株価における個別銘柄の株数の構成比率の修正が行なわれた場合
 - 追加信託および受益権と株式との交換の指図に伴ない、信託財産中に占める各銘柄の株数の比率が、日経平均株価における個別銘柄の株数の構成比率と著しく異なることとなる場合
- ・日経平均株価への連動率を向上させるため、資金動向に応じて約款に定める有価証券指数等先物取引などを行なう場合があります。
- ・ファンドが信託を終了することとなった場合は、上記の方針のような運用ができない場合があります。

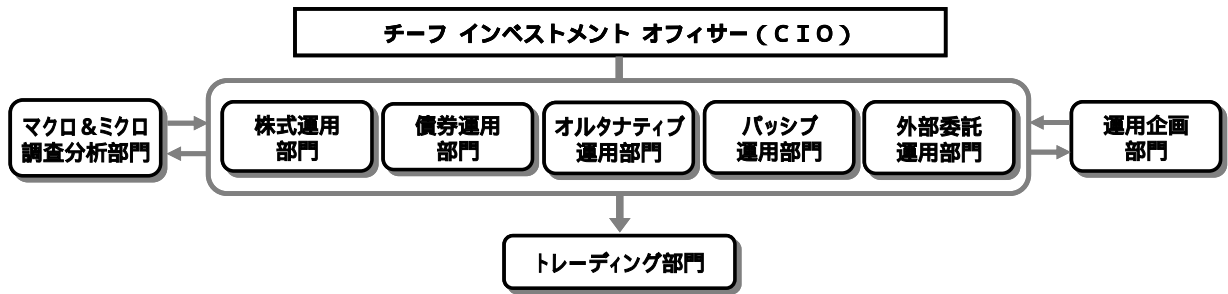
(2) 投資対象

日経平均株価に採用されている銘柄の株式を主要投資対象とします。

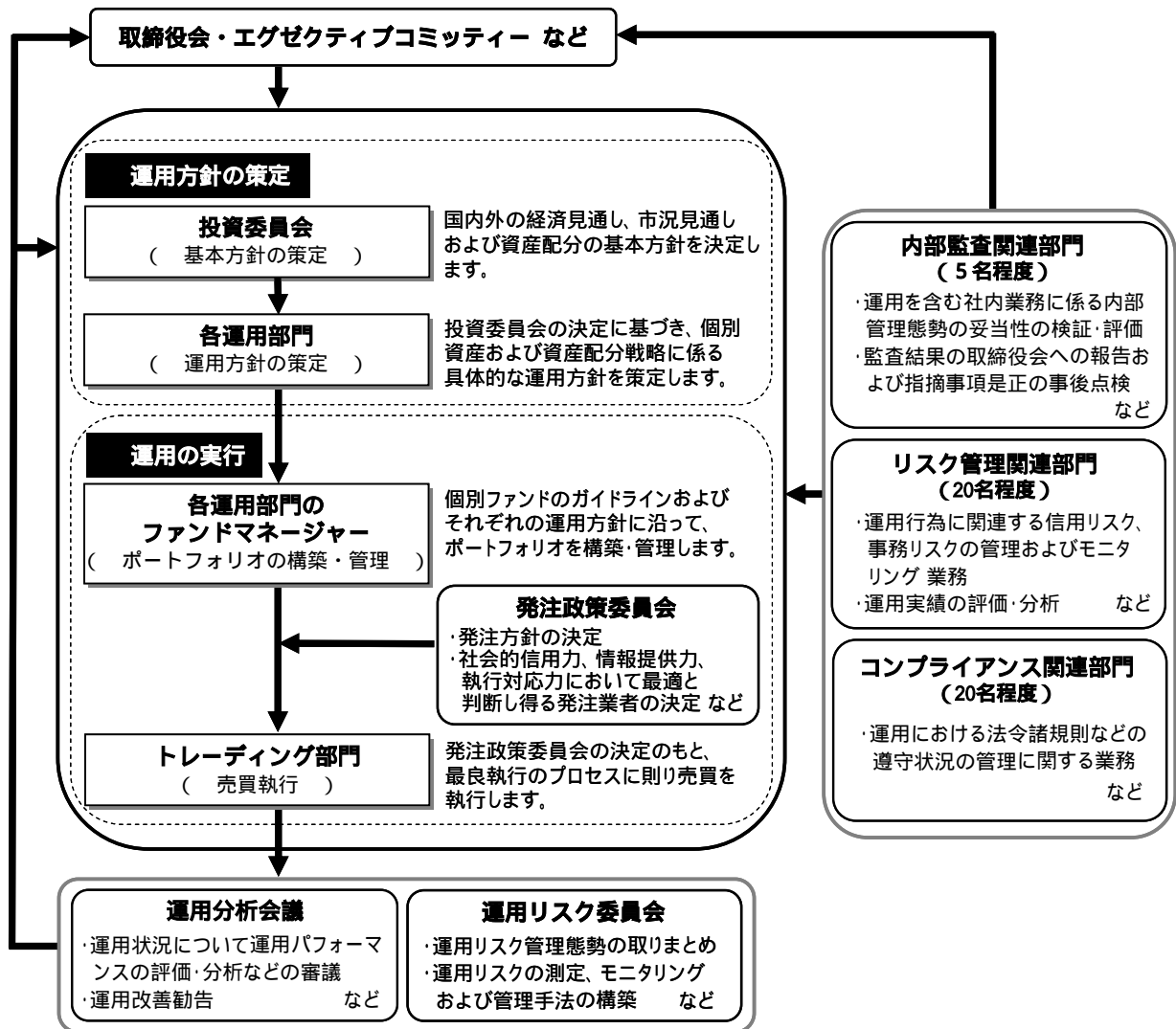
その他の投資対象に関しましては「約款」をご覧ください。

(3) 運用体制

委託会社における運用体制は以下の通りです。



委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 分配方針

収益分配方針

- 1) 信託財産から生ずる配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。)と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末において諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配に充てることができる。なお、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額ならびに負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。
- 2) 毎計算期末に信託財産から生じたイ)に掲げる利益の合計額は、ロ)に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。
 - イ) 有価証券売買益(評価益を含む)、先物取引等取引益(評価益を含む)、追加信託差益金、交換差益金
 - ロ) 有価証券売買損(評価損を含む)、先物取引等取引損(評価損を含む)、追加信託差損金、交換差損金

収益分配金の支払い

原則として受託会社が、毎計算期間終了後 40 日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

(5) 投資制限

約款に定める投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式は、原則として日経平均株価に採用されている銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
- 3) 外貨建資産への投資は行ないません。

その他の投資制限に関しましては「約款」をご覧ください。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律)

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

- ・当ファンドは、主に株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。
- ・当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

一般に株式の価格は、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

有価証券の貸付などにおけるリスク

有価証券の貸付などにおいて、取引先リスク（取引の相手方の倒産などにより契約が不履行になる危険のこと）が伴います。これらの影響を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合には、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

日経平均株価と基準価額のカイ離リスク

当ファンドは、基準価額の変動率を日経平均株価の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。

- ・日経平均株価の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬・売買委託手数料などの費用を負担すること。
- ・組入銘柄の配当金や有価証券の貸付による品貸料が発生すること。
- ・先物取引を利用した場合、先物取引と日経平均株価との間に価格差があること。

金融商品取引所で取引される市場価格と基準価額のカイ離

当ファンドは東京証券取引所に上場され公に取引されますが、市場価格は、主に当ファンドの需要、当ファンドの運用成果および投資者が代替的な投資と比較して当ファンドが全般的にどの程度魅力的であるか、などに左右されます。当ファンドの市場価格が、基準価額を下回って取引されるかまたは上回って取引されるかは予測することはできません。

< その他の留意事項 >

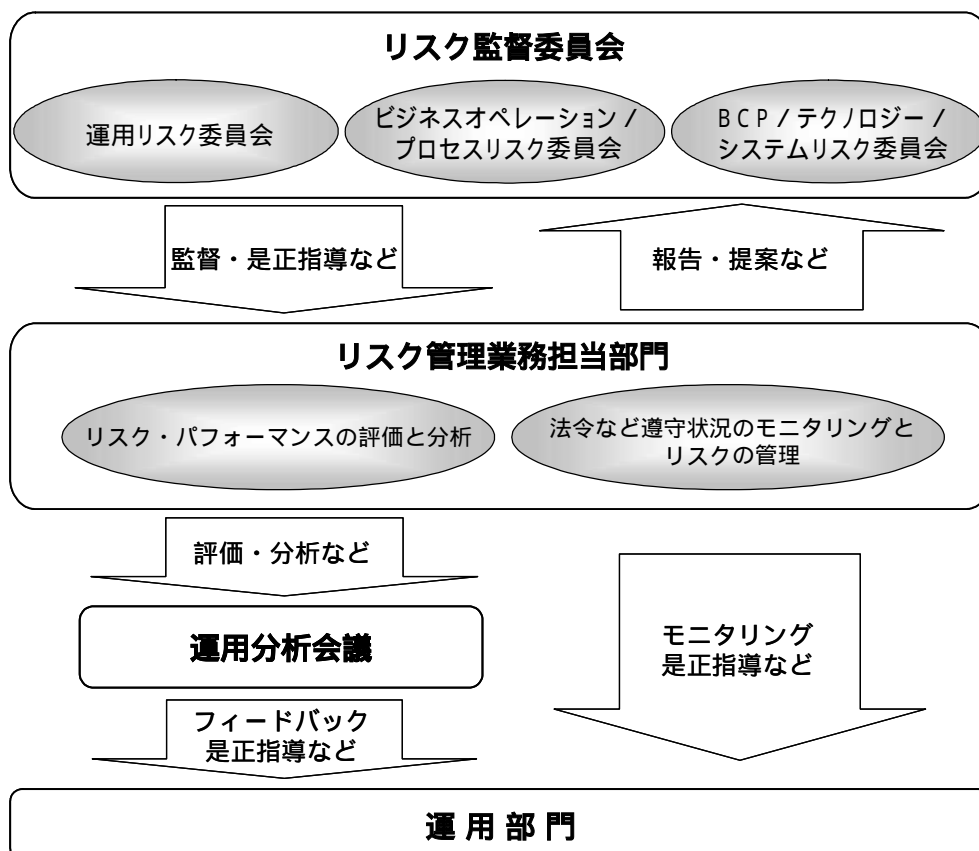
・ システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

・ 法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制



全体的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスクマネジメント部が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

リスク・パフォーマンスの評価と分析

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果を運用分析会議に報告し、問題点については運用部門に原因の究明と是正指導を行ないます。

法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理

法令・諸規則、信託約款などの遵守状況とリスク管理状況のモニタリングを行ないます。その結果についてはリスク監督委員会、あるいはその部門別委員会へ報告され運用部門に是正指導を行なうなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

販売会社は、取得申込者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2) 換金（解約）手数料

換金手数料

販売会社は、受益者が交換を行なうときおよび受益権の買取りを行なうときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

信託財産留保額

ありません。

(3) 信託報酬等

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、1) および2) を合計した額とします。

1) 信託財産の純資産総額に対し年 0.294% (税抜 0.28%) 以内 (有価証券届出書提出日現在、年 0.23625% (税抜 0.225%)) の率を乗じて得た額

2) 信託財産で保有する有価証券の貸付を行なった場合は、その品賃料に 0.525 (税抜 0.5) 以内を乗じて得た額

信託報酬の配分

- ・上記の1) が 0.23625% (税抜 0.225%) (有価証券届出書提出日現在) の場合の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率 (年率)		
合計	委託会社	受託会社
0.23625%	0.16275%	0.07350%
(0.225%)	(0.155%)	(0.070%)

括弧内は税抜です。

- ・上記の2) の配分は、委託会社と受託会社で折半とします。

支払時期

信託報酬 (信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。) は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) その他の手数料等

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.000945% (税抜 0.0009%) の率を乗じて得た額とします。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息。

受益権の上場に係る費用ならびに「日経平均株価」その他これに類する標章の使用料。

* 売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 課税上の取扱い

個人受益者の場合

1) 受益権の売却時の課税

- ・売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
- ・なお、平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

2) 収益分配金の受取り時の課税

- ・収益分配金は配当所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。
- ・なお、平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

確定申告等により、売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、売却時の差益（譲渡益）および収益分配金（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

3) 受益権と現物株式との交換

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

法人受益者の場合

1) 受益権の売却時の課税

受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

- ・収益分配金は配当所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれ、他の法人所得と合算して課税されます。
- ・なお、平成24年1月1日以降は、上記の7%の税率は15%（所得税のみ）となる予定です。
- ・収益分配金は益金不算入の対象となり、その限度は株式の配当金と同様の取扱いとなります。

3) 受益権と現物株式との交換

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

5 運用状況

以下の運用状況は平成 21 年 7 月 31 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・有価証券指数等先物取引の金額は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
株式	314,090,217	99.78
日本	314,090,217	99.78
有価証券指数等先物取引(買建)	(694,790)	(0.22)
日本	(694,790)	(0.22)
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	694,568	0.22
純資産総額	314,784,785	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

< 株式 >

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	株式 小売業	ファーストリテイリング	1,230,000	11,707 12,290	14,399,550,000 15,116,700,000	4.80
日本円 日本	株式 電気機器	ファナック	1,230,000	7,459 7,770	9,174,300,000 9,557,100,000	3.04
日本円 日本	株式 電気機器	京セラ	1,230,000	6,839 7,620	8,411,700,000 9,372,600,000	2.98
日本円 日本	株式 輸送用機器	ホンダ	2,460,000	2,391 3,050	5,880,750,000 7,503,000,000	2.38
日本円 日本	株式 情報・通信業	ソフトバンク	3,690,000	1,753 2,015	6,469,965,000 7,435,350,000	2.36
日本円 日本	株式 電気機器	キヤノン	1,845,000	2,985 3,530	5,508,112,500 6,512,850,000	2.07
日本円 日本	株式 化学	信越化学工業	1,230,000	4,350 5,100	5,350,800,000 6,273,000,000	1.99
日本円 日本	株式 情報・通信業	KDDI	12,300	525,902 502,000	6,468,600,000 6,174,600,000	1.96
日本円 日本	株式 電気機器	TDK	1,230,000	4,140 4,980	5,091,900,000 6,125,400,000	1.95
日本円 日本	株式 電気機器	東京エレクトロン	1,230,000	4,339 4,960	5,336,700,000 6,100,800,000	1.94
日本円 日本	株式 精密機器	テルモ	1,230,000	4,210 4,810	5,178,900,000 5,916,300,000	1.88
日本円 日本	株式 電気機器	アドバンテスト	2,460,000	1,684 2,065	4,143,570,000 5,079,900,000	1.61
日本円 日本	株式 サービス業	セコム	1,230,000	3,950 4,050	4,858,050,000 4,981,500,000	1.58
日本円 日本	株式 輸送用機器	トヨタ自動車	1,230,000	3,470 3,990	4,268,550,000 4,907,700,000	1.56
日本円 日本	株式 医薬品	武田薬品工業	1,230,000	3,738 3,830	4,598,250,000 4,710,900,000	1.50
日本円 日本	株式 医薬品	アステラス製薬	1,230,000	3,389 3,610	4,168,200,000 4,440,300,000	1.41
日本円 日本	株式 機械	ダイキン工業	1,230,000	3,029 3,440	3,726,075,000 4,231,200,000	1.34
日本円 日本	株式 医薬品	エーザイ	1,230,000	3,359 3,370	4,131,300,000 4,145,100,000	1.32
日本円 日本	株式 情報・通信業	トレンドマイクロ	1,230,000	3,040 3,270	3,739,800,000 4,022,100,000	1.28

日本円 日本	株式 情報・通信業	NTTデータ	12,300	299,045 319,000	3,678,255,000 3,923,700,000	1.25
日本円 日本	株式 化学	富士フイルムホールディングス	1,230,000	2,929 3,090	3,603,225,000 3,800,700,000	1.21
日本円 日本	株式 輸送用機器	デンソー	1,230,000	2,465 2,795	3,031,650,000 3,437,850,000	1.09
日本円 日本	株式 精密機器	オリンパス	1,230,000	2,085 2,720	2,564,025,000 3,345,600,000	1.06
日本円 日本	株式 電気機器	ソニー	1,230,000	2,315 2,675	2,847,000,000 3,290,250,000	1.05
日本円 日本	株式 輸送用機器	スズキ	1,230,000	2,110 2,390	2,595,825,000 2,939,700,000	0.93
日本円 日本	株式 電気機器	ミツミ電機	1,230,000	1,858 2,335	2,285,400,000 2,872,050,000	0.91
日本円 日本	株式 小売業	セブン&アイ・ホールディングス	1,230,000	2,120 2,220	2,607,825,000 2,730,600,000	0.87
日本円 日本	株式 化学	花王	1,230,000	2,065 2,145	2,539,800,000 2,638,350,000	0.84
日本円 日本	株式 ガラス・土石製品	日本ガイシ	1,230,000	1,894 2,145	2,330,070,000 2,638,350,000	0.84
日本円 日本	株式 金属製品	東洋製罐	1,230,000	1,889 2,030	2,322,990,000 2,496,900,000	0.79

□ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
株式	99.78
電気機器	21.10
情報・通信業	8.15
小売業	7.50
医薬品	7.11
化学	7.04
輸送用機器	6.93
機械	4.91
食料品	4.13
精密機器	3.89
建設業	2.62
卸売業	2.59
サービス業	2.48
不動産業	2.34
陸運業	2.23
非鉄金属	2.00
銀行業	1.92
ガラス・土石製品	1.91
その他製品	1.41
保険業	1.18
証券、商品先物取引業	1.03
繊維製品	0.98
金属製品	0.86
ゴム製品	0.84
石油・石炭製品	0.79
鉄鋼	0.76
電気・ガス業	0.53
海運業	0.52
パルプ・紙	0.49
その他金融業	0.48
倉庫・運輸関連業	0.46
鉱業	0.28
空運業	0.17
水産・農林業	0.16
合計	99.78

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

< 有価証券指数等先物取引 >

国・地域	銘柄名	種類	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
日本	日経平均株価先物 2009-09	買建	67	659,331,488	694,790,000	0.22
合計			-	659,331,488	694,790,000	0.22

(3) 運用実績

純資産の推移

期別	1口当たりの純資産額(円)		純資産総額(百万円)		東京証券取引所 取引価格(円)
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	1口当たり終値
設 定 時(2001年7月9日)	12,307	12,307.00	50,133	50,133	-
第1計算期間末(2002年7月8日)	10,773	10,813.50	90,401	90,741	10,800
第2計算期間末(2003年7月8日)	9,915	9,982.70	103,322	104,028	9,890
第3計算期間末(2004年7月8日)	11,358	11,414.60	175,217	176,090	11,340
第4計算期間末(2005年7月8日)	11,633	11,692.90	362,837	364,705	11,650
第5計算期間末(2006年7月8日)	15,467	15,524.40	707,626	710,252	15,450
第6計算期間末(2007年7月8日)	18,402	18,483.60	899,307	903,295	18,390
第7計算期間末(2008年7月8日)	13,198	13,396.30	370,489	376,056	13,200
第8計算期間末(2009年7月8日)	9,503	9,698.70	294,263	300,323	9,520

(注) 計算期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

	1口当たりの純資産額(円)	純資産総額(百万円)	東京証券取引所 取引価格(円)
2008年7月末日	13,545	394,902	13,540
2008年8月末日	13,238	395,555	13,250
2008年9月末日	11,480	379,011	11,550
2008年10月末日	8,741	288,402	8,770
2008年11月末日	8,673	288,286	8,650
2008年12月末日	9,039	317,300	9,020
2009年1月末日	8,154	285,867	8,140
2009年2月末日	7,724	280,124	7,710
2009年3月末日	8,354	331,903	8,330
2009年4月末日	9,092	282,115	9,100
2009年5月末日	9,799	294,711	9,780
2009年6月末日	10,253	317,480	10,250
2009年7月末日	10,446	314,784	10,440

分配の推移

	1口当たり税込み分配金(円)
第1計算期間(2001年7月9日～2002年7月8日)	40.50
第2計算期間(2002年7月9日～2003年7月8日)	67.70
第3計算期間(2003年7月9日～2004年7月8日)	56.60
第4計算期間(2004年7月9日～2005年7月8日)	59.90
第5計算期間(2005年7月9日～2006年7月8日)	57.40
第6計算期間(2006年7月9日～2007年7月8日)	81.60
第7計算期間(2007年7月9日～2008年7月8日)	198.30
第8計算期間(2008年7月9日～2009年7月8日)	195.70

収益率の推移

	収益率（％）
第1計算期間（2001年7月9日～2002年7月8日）	12.14
第2計算期間（2002年7月9日～2003年7月8日）	7.34
第3計算期間（2003年7月9日～2004年7月8日）	15.12
第4計算期間（2004年7月9日～2005年7月8日）	2.95
第5計算期間（2005年7月9日～2006年7月8日）	33.45
第6計算期間（2006年7月9日～2007年7月8日）	19.50
第7計算期間（2007年7月9日～2008年7月8日）	27.20
第8計算期間（2008年7月9日～2009年7月8日）	26.51

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額。以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等

申込方法

- ・取得申込者は、販売会社所定の方法により、その保有する株式をもって取得の申込みを行なうものとします。当該株式は、日経平均株価における各構成銘柄の株式の数の構成比率に相当するものとして委託会社が定める比率により構成される各銘柄の株式とします。申込時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- ・なお、拋出された株式の評価額が、取得する受益権口数の評価額（取得申込受益権口数に取得申込受付日の基準価額を乗じて得た額）に満たない場合、その差額に相当する部分に限り金銭をもって充当することができます。また取得申込者が、日経平均株価に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいいます。当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。）である場合には、取得申込みに係る株式のうち当該発行会社等の株式の評価額に相当する部分に限り金銭をもって充当することができます。
- ・当ファンドは、東京証券取引所に上場しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行なう売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

取扱時間

原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時）までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。ただし、取得申込者が日経平均株価に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合の受付締切時間は午後2時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前10時）までとします。なお、販売会社によっては、取得の申込みの受付締切時間および受付方法が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

取得申込日が次に該当することとなる場合には、取得の申込みの受付は行ないません。

- a．日経平均株価構成銘柄の配当落日および権利落日各々の前営業日以降の4営業日間
- b．日経平均株価構成銘柄の変更および増減資などに伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間
- c．ファンドの計算期間終了日（決算日）の前営業日
- d．ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
- e．a．～d．のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

なお、上記a．～d．に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。

申込単位

ユニット株式の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数（10口未満切上げ）を申込単位とし、その整数倍とします。

受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

(2) 換金(解約)手続等

受益権の解約

受益者は、信託期間中において解約の請求をすることはできません。

受益権と信託財産に属する株式との交換

- a. 受益者は、委託会社が指定する販売会社に対し、委託会社が定める一定口数以上の受益権をもって、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式と交換すること(以下「交換」といいます。)を請求することができます。
- b. 受益者が交換によって取得できる株式は、信託財産に属する銘柄の株式の構成比率に相当する委託会社が指定する株式(ユニット株式)とします。また、一定口数とは、交換請求日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求日のユニット株式の評価額に相当する口数として委託会社が指定する口数とします。
- c. 交換請求日の午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時)までに委託会社に交換請求をして受理されたものを、当日の受付分として取り扱います。ただし、受益者が日経平均株価に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合の受付締切時間は午後2時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前10時)までとします。なお、販売会社によっては、交換請求の受付締切時間および受付方法が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。交換の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。
- d. 受益者は交換時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- e. 交換請求日が次に該当することとなる場合には、交換請求の受付は行ないません。
 - イ) 日経平均株価構成銘柄の配当落日および権利落日各々の前営業日以降の4営業日間
 - ロ) 日経平均株価構成銘柄の変更および増減資などに伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間
 - ハ) ファンドの計算期間終了日(決算日)の前営業日および前々営業日
 - ニ) この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間ホ) イ)~ニ)のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき
なお、上記イ)~ニ)に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、交換請求の受付を行なう場合があります。
- f. 交換請求を行なった受益者が交換に係る株式の発行会社等である場合には、委託会社は、交換請求を受け付けた口数から当該発行会社等の株式の評価額の合計に相当する金額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式(当該発行会社等の株式を除きます。)を交換するものとします。

- g . 受託会社は、原則として販売会社に交換請求日から起算して4営業日目から信託財産に属する株式の交付を行いません。当該販売会社は、受託会社から交付を受けた株式を所定の手続きを経て受益者に速やかに交付するものとします。
- h . 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合は、交換請求の受付を中止すること、および既に受け付けた交換請求の受付を取り消すことができます。
- i . 交換請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受け付けたものとして取り扱います。ただし、当該受益権口数に当該基準価額を乗じて得た額が、交換請求日のユニット株式の評価額に相当する口数とならない場合には、交換請求には応じられません。

受益権の買取り

- a . 受益者は、保有する受益権口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、委託会社が指定する販売会社に当該受益権の買取りを請求することができます。
- b . 原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時）までに委託会社が指定する販売会社において所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額とします。
- c . 受益者は買取時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- d . 委託会社が指定する販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。
- e . 買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

7 管理及び運営の概要

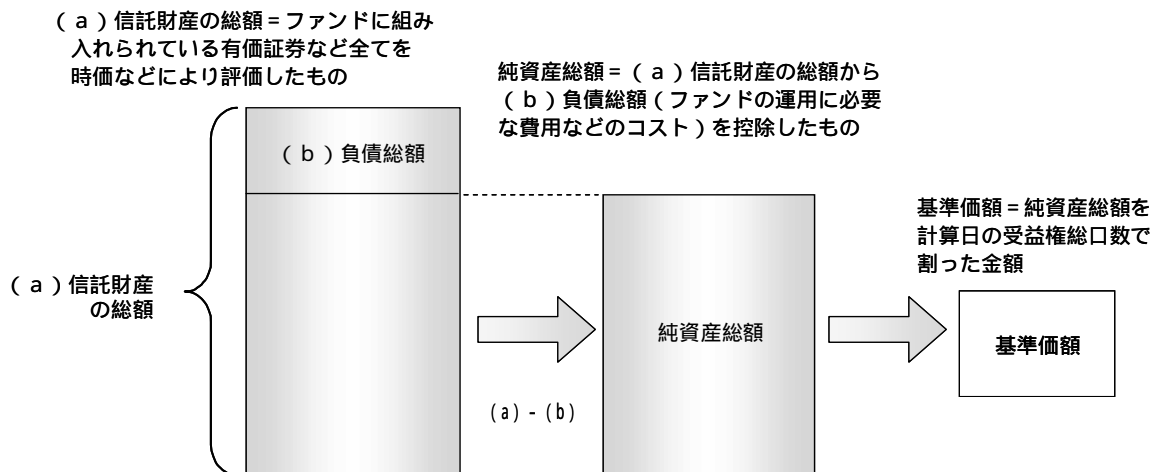
(1) 資産管理等の概要

資産の評価

1) 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 基準価額算出の流れ >



2) 有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

< 主な資産の評価方法 >

国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

信託期間

無期限とします（平成 13 年 7 月 9 日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

計算期間

毎年 7 月 9 日から翌年 7 月 8 日までとします。

その他

1) 信託の終了（繰上償還）

- イ) 委託会社は、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
- ロ) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- ハ) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1 ヶ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- ニ) 委託会社は、受益権の口数が 20 万口を下回ることとなった場合などには、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- ホ) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

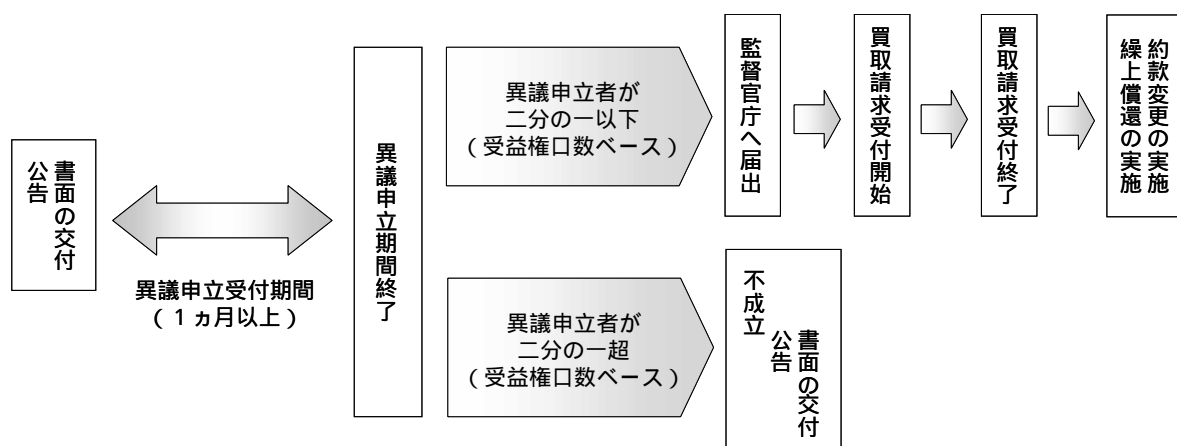
2) 信託約款の変更

- イ) 委託会社は、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
 - ロ) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
 - ハ) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 二) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

3) 異議の申立て

- イ) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- ロ) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- ハ) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

< 繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ >



4) 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

5) 信託終了時の交換等

- イ) ファンドが信託を終了することとなる場合は、交換に必要な受益権口数を有する受益者に対しては、信託終了時における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。
- ロ) 交換は、委託会社の指定する販売会社で取り扱うものとします。

- 八) 受益者が取得する個別銘柄の株数は、償還価額に基づいて計算された株数とし、ユニット株式に属する各銘柄の株式の1単位の整数倍とします。
- 二) 受益者は交換時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとし、
- ホ) 受益者が日経平均株価構成銘柄である株式の発行会社等である場合は、当該発行会社等の株式の評価額の合計に相当する受益権について金銭をもって返還するものとし、
- ヘ) 交換に必要な受益権口数を有しない受益者は、償還価額をもって委託会社が指定する販売会社を買取請求を行なうものとし、この場合、受益者は販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとし、
- ト) 受益者が、株式の交換および金銭の返還について、信託終了日から10年間請求をしないときは、その権利を失い、委託会社に帰属します。

(2) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- ・ 収益分配金受領権
- ・ 受益権と信託財産に属する株式との交換権
- ・ 受益権の買取請求権
- ・ 帳簿閲覧権

第2 財務ハイライト情報

- (1) 以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- (2) 「財務諸表」については、あらた監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

上場インデックスファンド225

1 貸借対照表

(単位：円)

科目	期別	第7期 平成20年7月8日現在	第8期 平成21年7月8日現在
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		39,063,171,039	3,218,660,661
株式		369,752,066,650	293,599,467,840
未収入金		3,496,175,892	4,177,242,180
未収配当金		259,530,500	237,050,000
前払金		166,820,000	58,485,000
その他未収収益		20,189,824	-
流動資産合計		412,757,953,905	301,290,905,681
資産合計		412,757,953,905	301,290,905,681
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		70,481,285	30,567,812
未払金		170,003,923	88,434,193
未払収益分配金		5,566,519,753	6,059,724,860
未払受託者報酬		342,821,393	239,480,005
未払委託者報酬		732,420,202	522,636,170
未払利息		17,171,573	-
受入担保金		35,250,216,645	-
その他未払費用		118,712,887	86,279,197
流動負債合計		42,268,347,661	7,027,122,237
負債合計		42,268,347,661	7,027,122,237
純資産の部			
元本等			
元本		345,472,307,628	381,078,353,906
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		25,017,298,616	86,814,570,462
(分配準備積立金)		7,426,479	5,392,743
元本等合計		370,489,606,244	294,263,783,444
純資産合計		370,489,606,244	294,263,783,444
負債純資産合計		412,757,953,905	301,290,905,681

2 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科目	期別	第7期 自平成19年7月9日 至平成20年7月8日	第8期 自平成20年7月9日 至平成21年7月8日
		金額	金額
営業収益			
受取配当金		6,129,026,899	6,764,249,220
受取利息		181,902,356	46,361,499
有価証券売買等損益		141,310,366,876	114,163,660,006
派生商品取引等損益		369,417,782	636,030,638
その他収益		598,822,658	166,534,525
営業収益合計		134,770,032,745	107,822,545,400
営業費用			
支払利息		172,702,001	42,040,386
受託者報酬		342,821,393	239,480,005
委託者報酬		732,420,202	522,636,170
その他費用		156,267,235	115,297,559
営業費用合計		1,404,210,831	919,454,120
営業損失()		136,174,243,576	108,741,999,520
経常損失()		136,174,243,576	108,741,999,520
当期純損失()		136,174,243,576	108,741,999,520
一部交換に伴う当期純損失金額の分配額()		-	-
期首剰余金又は期首欠損金()		297,878,270,248	25,017,298,616
剰余金増加額又は欠損金減少額		55,062,788,670	44,545,321,472
当期一部交換に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-	44,545,321,472
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		55,062,788,670	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		186,182,996,973	41,575,466,170
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		186,182,996,973	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-	41,575,466,170
分配金		5,566,519,753	6,059,724,860
期末剰余金又は期末欠損金()		25,017,298,616	86,814,570,462

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第7期 自 平成19年7月9日 至 平成20年7月8日	第8期 自 平成20年7月9日 至 平成21年7月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引</p> <p>個別法に基づき原則として時価で評価しております。</p>	<p>デリバティブ取引</p> <p>同左</p>

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付および交換株式の交付（信託終了時の交換等を含みます。）については、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」（投資信託説明書（請求目論見書））の記載項目は以下の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

（1）資産の評価

（2）保管

（3）信託期間

（4）計算期間

（5）その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

（1）貸借対照表

（2）損益及び剰余金計算書

（3）注記表

（4）附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

上記の情報については、E D I N E T（エディネット）でもご覧いただくことができます。

Electronic Disclosure for Investors NETworkの略で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家はE D I N E Tを利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書などを閲覧することができます。

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第3条 委託者は、501億3,379万5,200円に相当する有価証券および金銭を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

委託者は、受託者と合意の上、5兆円相当額を限度として有価証券または金銭を追加信託できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第47条、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定によりこの信託を終了させる場合があります。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受託者は、前項の受益者について、その氏名または名称および住所その他受託者が定める事項を、第21条の受益者名簿に名義登録するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第3条第1項による受益権については407万3,600口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託)

第8条 委託者は、原則として、有価証券(この信託約款においてその投資が認められていない有価証券を除きます。)をもって、この信託に追加信託を行なうものとします。ただし、当該有価証券の評価額(追加信託を行う日の前営業日において公表されている最終価格に基づき算出した価額またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をいいます。以下同じ。)の合計が、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た額に満たない場合は、その差額については金銭による追加信託を行うものとします。

追加信託金(信託される有価証券の評価額を含みます。)は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

(基準価額の計算方法)

第9条 この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(追加日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託の受益権は、平成20年1月4日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。

す。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成19年12月28日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託財産における交換の計上が行なわれたもので、当該交換にかかる株式の交付日が平成20年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成20年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保管振替制度における参加者口座簿に記載または記載されていない受益証券および保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)または口座管理機関である金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)の会員に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託にかかるユニット株式(第13条第1項に規定する発行会社等の株式の評価額に相当する金額を含みます。)について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、委託者に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)

第13条 取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対して、その保有する株式をもって取得申込を行なうものとします。この場合において、取得申込に係る株式については、日経平均株価における各構成銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式とします。ただし、取得申込者が日経平均株価に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。)である場合には、取得申込に係る株式のうち当該発行会社等の株式の評価額に相当する金額については、金銭をもって取得申込を行なうものとします。

委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低取得申込口数(受益権の価額を乗じて得た額が、取得申込日におけるユニット株式(日経平均株価における各構成銘柄の1単位の株式すべてを指すものとします。以下同じ。)の評価額の合計に相当する口数として委託者が定める口数をいいます。以下同じ。)を単位として取得の申込を取り扱うことができるものとします。

前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込に要するユニット株式(第1項に規定する発行会社等の株式の評価額に相当する金額を含みます。)の受渡または支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。

1. 日経平均株価構成銘柄の配当落日および権利落日各々の前営業日以降の4営業日間
2. 日経平均株価構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間
3. 第34条に定める計算期間終了日の前営業日
4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
5. 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

第2項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は1口につき信託契約締結日の前営業日の日経平均株価終値に相当する価額（円単位未満は切り上げるものとします。）とします。

取得申込者は、第1項の取得申込に係る株式の評価額の合計と同項ただし書きに規定する金銭との合計額が、前項の受益権の価額に取得申込口数を乗じて得た額に満たない場合は、その差額に相当する金銭を充当するものとします。

委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、取得申込時において、当該第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を当該取得申込者から徴することができるものとします。

取得申込者が、日経平均株価構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、当該取得申込を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が日経平均株価構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自ら取得申込を行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、取得申込の際に、当該取得申込者の名称と取得申込口数について、委託者に書面をもって通知するものとします。

前項の通知が取得申込の際に行なわれなかった場合において、このことによって信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込を受け付けた第一種金融商品取引業者がその責を負うものとします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（金融商品取引所への上場）

第14条 委託者は、この信託の受益権（平成20年1月4日前は受益証券をもって表示されます。以下本条において同じ。）について、金融商品取引所への上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得た上で、当該金融商品取引所が開設する市場へ上場されるものとします。

委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第17条 （削除）

（記名式の受益証券の再交付）

第18条 (削除)

(毀損した場合等の再交付)

第19条 (削除)

(受益証券の再交付の費用)

第20条 (削除)

(受益者名簿の作成と名義登録)

第21条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、計算期間終了日現在において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称および住所その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成を委託することができます。

受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員(口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。)を経由して第1項の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社は前項に規定する登録を受託者(受託者が第1項において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者)に対して直接に行なうことができます。

前項に規定する名義登録は、第34条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、この信託が終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間において名義登録を停止するものとします。

この信託契約締結当初および平成20年1月4日前の追加信託時の受益者については、第1項に規定する登録を行なった上で受益証券を交付し、平成20年1月4日以降の追加信託時の受益者については、第1項に規定する登録を行なった上で振替機関等の振替口座簿に記載または記録されるものとします。

(投資の対象とする資産の種類)

第22条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第26条に定めるものに限ります。)
3. 金銭債権

(運用の指図範囲)

第23条 委託者は、信託金を、主として株式に投資することを指図します。

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる株式以外の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)および金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
3. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
4. コール・ローン

(運用の基本方針)

第24条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

1. この信託は、日経平均株価に採用されている銘柄の株式に投資を行ない、信託財産中に占める各銘柄の株数の比率を日経平均株価における個別銘柄の株数の構成比率に維持することを目的とした運用を行ない、日経平均株価に連動する投資成果を目指します。
2. 次に掲げる場合には、第1号の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

ⅰ. 日経平均株価の計算方法が変更された場合

ⅱ. 日経平均株価に採用されている銘柄の入れ替えまたは資本異動等により、日経平均株価に

おける個別銘柄の株数の構成比率の修正が行なわれた場合

- ハ.追加信託および受益権と株式との交換の指図に伴い、信託財産中に占める各銘柄の株数の比率が、日経平均株価における個別銘柄の株数の構成比率と著しく異なることとなる場合
- 3.日経平均株価への連動率を向上させるため、資金動向に応じて第26条に規定する有価証券指数等先物取引等を行なう場合があります。
 - 4.この信託が終了することとなった場合は、前各号に掲げる運用方針のような運用ができない場合があります。
 - 5.株式への投資割合には、制限を設けません。
 - 6.外貨建資産への投資は行ないません。

(投資する株式の範囲)

第25条 委託者が投資することを指図する株式は、原則として日経平均株価に採用されている銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第26条 委託者は、わが国の金融商品取引所における日経平均株価先物取引および日経平均株価オプション取引ならびに外国の金融商品取引所における日経平均株価先物取引および日経平均株価オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を第2項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

前項の株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第27条の2 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人を含みます。))を委託先として選定します。

- 1.委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2.委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3.信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
- 4.内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。))を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。))に委託することができるものとします。

- 1.信託財産の保存に係る業務
- 2.信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3.委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- 4.受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(株式の保管)

第28条 (削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

（有価証券の売却等の指図）

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第31条 委託者は、前条の規定による売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第33条 信託財産に属する有価証券について、新株発行がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第34条 この信託の計算期間は、毎年7月9日から翌年7月8日までとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務等の諸費用）

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。なお、受益権の上場にかかる費用ならびに「日経平均株価」その他これに類する標章の使用料および当該使用料に係る消費税等相当額を、諸経費に含めることができるものとします。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額）

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、以下の各号により計算された額の合計額とします。

1. 第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の28以内の率を乗じて得た額

2. 第27条に規定する有価証券の貸付の指図を行なった場合は、その品貸料の100分の50以内の額

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第38条 信託財産から生ずる配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額ならびに負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。

毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。

1. 有価証券売買益（評価益を含む）、先物取引等取引益（評価益を含む）、追加信託差益金、交換差益金
2. 有価証券売買損（評価損を含む）、先物取引等取引損（評価損を含む）、追加信託差損金、交換差損金

（収益分配金の支払い）

第39条 収益分配金は、計算期間終了日現在において第21条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日現在における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に支払います。なお、名義登録受益者に収益分配金の支払いを行なった後は、名義登録受益者が計算期間終了日現在における振替制度移行後も受益証券を保有している所有者と異なる場合であっても、受託者は、当該所有者に対する収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとしします。

前項に規定する収益分配金の支払いは、原則として受託者が、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとしします。なお、名義登録受益者が第21条第2項に規定する会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとしします。

受託者は、収益分配金の支払いについて、第21条第1項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。

（収益分配金ならびに信託終了時の交換株式および買取代金の時効）

第40条 受益者が、収益分配金については前条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了時における株式および買取りに係る金銭については信託終了日から10年間その交換または支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

（一部解約）

第41条 受益者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

（受益権と信託財産に属する株式との交換）

第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成13年9月10日以降、委託者に対し、最小交換請求口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

前項の最小交換請求口数は、当該口数に交換請求日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求日におけるユニット株式の評価額の合計に相当する口数として委託者が定める口数としします。

第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとしします。

1. 日経平均株価構成銘柄の配当落日および権利落日各々の前営業日以降の4営業日間
2. 日経平均株価構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間
3. 第34条に定める計算期間終了日の前営業日および前々営業日
4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間

受益者が、第1項の交換の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行なうものとしします。ただし、平成20年1月4日以降に交換株式が受益者に交付（株式の振替制度移行後は、振替機関等の口座に増加の記載または記録することをいいます。以下同じ。）されることとなる交換の請求で、平成20年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとしします。

第1項の交換の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、第7項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受託者は、第7項の委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第8項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ抹消したのものとして取り扱います。

委託者は、第1項の交換の請求を受け付けた場合には、第43条の規定に従って受益権と信託財産に属する株式との交換の指図を行います。

委託者は、交換請求日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の

受益権を失効したものととして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第1項による交換時において、当該第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換請求日の基準価額に基づいて計算された株数とし、ユニット株式に属する各銘柄の株式の1単位の整数倍とします。

前項の規定にかかわらず、交換の請求を行なった受益者が日経平均株価構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、委託者は、交換請求を受け付けた口数から当該発行会社等の株式の評価額の合計に相当する金額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式（当該発行会社等の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。

委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止等、第24条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合は、第1項による交換請求の受付を中止することおよび既に受け付けた交換請求の受付を取消することができます。

前項により交換請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に当該交換請求を受け付けたものとします。

（受益権と信託財産に属する株式との交換の指図等）

第43条 委託者は、受益者が最小交換請求口数の整数倍の振替受益権を委託者に提示して前条第1項の請求を行ない、その請求を受け付けた場合には、受益者から提示された振替受益権の受益権口数から受益者が取得できる個別銘柄の株数と、その交換に要する受益権口数を計算します。

委託者は、受託者に対し、前項の交換に要する受益権口数の振替受益権と信託財産に属する株式のうちユニット株式に相当する株式を交換するよう指図します。ただし、交換の請求を行なった受益者が、日経平均株価構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、委託者は、当該発行会社等の株式については当該指図を行なわないものとします。

受託者は、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、受益者が前条第1項の請求を行なった委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対する株式の交付のための振替機関等への振替の請求等を行なうものとし、原則として当該第一種金融商品取引業者に交換請求日から起算して4営業日目から信託財産に属する株式の交付を行ないます。

委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、前条の規定により受託者から交付を受けた株式を所定の手続きを経て受益者に速やかに交付するものとします。

交換の請求を行なう受益者が、日経平均株価構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、当該交換の請求を受益者から取次ぐ第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が日経平均株価構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を行なうときを含むもの）は、交換の請求を行なう際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

前項の通知が交換の請求の際に行なわれなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ第一種金融商品取引業者がその責を負うものとします。

（受益権と株式の交換の計理処理）

第44条 前条に定める受益権と株式の交換にあつては、交換に係る受益権口数に交換請求日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を交換差金として処理します。

（受益権の買取り）

第45条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、受益者の保有する受益権口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、受益者の請求に基づいて当該受益権を買取ります。

受益権の買取り価格は、買取約定日の基準価額とします。

委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、前項の規定により受益権の買取りを行なうときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益権の買取りの約定を取消することができます。

前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できません。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取約定日として、第2項の規定に準じて計算されたものとし、第3項の規定を準用するものとします。

(信託終了時の交換等)

第46条 委託者は、この信託が終了することとなる場合は、受益者が保有する受益権について、信託終了時における当該受益権の信託財産に対する持分に相当するユニット株式を、当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとします。

委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第1項による交換時において、当該第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

第1項の株式の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した日の翌営業日から、また、受益証券については交換する受益証券が受託者に提供されたことが確認された日から起算して3営業日目から行ないます。

委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

第1項から第3項の規定にかかわらず、受益者の保有する受益権のうち、第1項の交換に必要な受益権口数に満たない振替受益権または受益証券については、信託終了日以降、償還価額をもって委託者の指定する第一種金融商品取引業者が買取りを行なうものとします。

委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、前項の買取りを行なうときは、当該第一種金融商品取引業者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第46条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付および交換株式の交付(信託終了時の交換等を含みます。)については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、信託期間中において以下の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

1. 受益権の口数が20万口を下ることとなった場合
2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
3. 日経平均株価が廃止された場合
4. 日経平均株価の計算方法の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第52条第4項の規定により行なわれないこととなった場合

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行いません。

委託者は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前3項の規定は、第2項の規定に基づいてこの契約を解約する場合には適用しないものとします。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の

期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合も同様の取り扱いとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがうものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第52条 委託者は、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第47条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

第 1 条 平成19年12月28日現在の信託約款第11条、第12条および第15条から第20条までの規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。


信託契約締結日 平成13年 7 月 9 日

東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
受託者 三菱 U F J 信託銀行株式会社

日興アセットマネジメントの照会先

ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>

 **0120-25-1404**

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。(半休日となる場合は午前9時～正午)



上場インデックスファンド 2 2 5

投資信託説明書（交付目論見書）（訂正事項分）[2010.4 .9]

「上場インデックスファンド 2 2 5」は、主に株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

「上場インデックスファンド 2 2 5 投資信託説明書（交付目論見書） 2009.12.29」（以下「交付目論見書」といいます。）につきまして、平成 22 年 4 月 8 日に半期報告書および有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴ない、交付目論見書の記載事項を訂正させていただきます。

投資家の皆様におかれましては、お手数ではございますが交付目論見書の以下の該当部分をこの冊子に従い読み替えて下さいますよう、お願い申し上げます。

< 訂正箇所 >

第二部 ファンド情報

第 1 ファンドの状況

1	ファンドの性格	3頁
5	運用状況	16頁

第 2	財務ハイライト情報	27頁
-----	-----------------	-----

（中間財務諸表を追加）

この目論見書により行なう「上場インデックスファンド 2 2 5」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 21 年 10 月 8 日に関東財務局長に提出しており、平成 21 年 10 月 9 日にその効力が発生しております。

日興アセットマネジメント

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(2) ファンドの仕組み

委託会社の概況 (平成 22 年 2 月末現在) (7 頁)
(略)

5 運用状況〔16頁〕

以下の内容に更新・追加します。

<更新・追加>

以下の運用状況は平成22年1月29日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・有価証券指数等先物取引の金額は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価(千円)	投資比率(%)
株式	271,232,861	99.72
日本	271,232,861	99.72
有価証券指数等先物取引(買建)	(751,840)	(0.28)
日本	(751,840)	(0.28)
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	753,721	0.28
純資産総額	271,986,582	100.00

(3) 運用実績

純資産の推移

	1口当たりの純資産額(円)	純資産総額(百万円)	東京証券取引所 取引価格(円)
2009年1月末日	8,154	285,867	8,140
2009年2月末日	7,724	280,124	7,710
2009年3月末日	8,354	331,903	8,330
2009年4月末日	9,092	282,115	9,100
2009年5月末日	9,799	294,711	9,780
2009年6月末日	10,253	317,480	10,250
2009年7月末日	10,446	314,784	10,440
2009年8月末日	10,586	315,359	10,580
2009年9月末日	10,274	310,341	10,220
2009年10月末日	10,172	289,225	10,150
2009年11月末日	9,472	277,378	9,450
2009年12月末日	10,699	308,101	10,700
2010年1月末日	10,343	271,986	10,370

分配の推移

	1口当たり税込み分配金(円)
第1計算期間(2001年7月9日～2002年7月8日)	40.50
第2計算期間(2002年7月9日～2003年7月8日)	67.70
第3計算期間(2003年7月9日～2004年7月8日)	56.60
第4計算期間(2004年7月9日～2005年7月8日)	59.90
第5計算期間(2005年7月9日～2006年7月8日)	57.40
第6計算期間(2006年7月9日～2007年7月8日)	81.60
第7計算期間(2007年7月9日～2008年7月8日)	198.30
第8計算期間(2008年7月9日～2009年7月8日)	195.70
第9中間計算期間(2009年7月9日～2010年1月8日)	-

収益率の推移

	収益率 (%)
第1計算期間 (2001年7月9日～2002年7月8日)	12.14
第2計算期間 (2002年7月9日～2003年7月8日)	7.34
第3計算期間 (2003年7月9日～2004年7月8日)	15.12
第4計算期間 (2004年7月9日～2005年7月8日)	2.95
第5計算期間 (2005年7月9日～2006年7月8日)	33.45
第6計算期間 (2006年7月9日～2007年7月8日)	19.50
第7計算期間 (2007年7月9日～2008年7月8日)	27.20
第8計算期間 (2008年7月9日～2009年7月8日)	26.51
第9中間計算期間 (2009年7月9日～2010年1月8日)	15.27

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下、「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

第2 財務ハイライト情報〔27頁〕

以下の内容に更新・追加するとともに、「中間財務諸表」を追加します。

<更新・追加>

- (1) 以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」および「中間財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- (2) 「財務諸表」および「中間財務諸表」については、あらた監査法人による監査および中間監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書および中間監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」および「中間財務諸表」に添付されています。

上場インデックスファンド225

1 中間貸借対照表

(単位：円)

科目	期別	前中間計算期間末 平成21年1月8日現在	当中間計算期間末 平成22年1月8日現在
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		1,049,373,713	782,582,076
株式		316,865,088,900	310,694,681,100
派生商品評価勘定		50,018,731	45,755,267
未収入金		-	11,250,000
未収配当金		476,270,000	350,907,000
その他未収収益		114,221	-
流動資産合計		318,440,865,565	311,885,175,443
資産合計		318,440,865,565	311,885,175,443
負債の部			
流動負債			
前受金		93,190,000	38,310,000
未払受託者報酬		131,349,112	111,494,613
未払委託者報酬		283,203,344	246,881,060
未払利息		116,040	-
その他未払費用		46,270,806	41,252,969
流動負債合計		554,129,302	437,938,642
負債合計		554,129,302	437,938,642
純資産の部			
元本等			
元本		432,036,311,975	349,928,709,249
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金()		114,149,575,712	38,481,472,448
(分配準備積立金)		7,426,479	5,392,743
元本等合計		317,886,736,263	311,447,236,801
純資産合計		317,886,736,263	311,447,236,801
負債純資産合計		318,440,865,565	311,885,175,443

2 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科目	期別	前中間計算期間 自平成20年7月9日 至平成21年1月8日	当中間計算期間 自平成21年7月9日 至平成22年1月8日
		金額	金額
営業収益			
受取配当金		3,235,335,960	2,162,552,660
受取利息		45,826,007	652,942
有価証券売買等損益		134,767,327,881	40,925,257,882
派生商品取引等損益		1,058,038,497	27,406,874
その他収益		163,886,834	1,382,718
営業収益合計		132,380,317,577	43,117,253,076
営業費用			
支払利息		42,040,385	-
受託者報酬		131,349,112	111,494,613
委託者報酬		283,203,344	246,881,060
その他費用		62,795,533	53,877,426
営業費用合計		519,388,374	412,253,099
営業利益又は営業損失()		132,899,705,951	42,704,999,977
経常利益又は経常損失()		132,899,705,951	42,704,999,977
中間純利益又は中間純損失()		132,899,705,951	42,704,999,977
一部交換に伴う中間純利益金額の分配額又は一部交換に伴う中間純損失金額の分配額()		-	-
期首剰余金又は期首欠損金()		25,017,298,616	86,814,570,462
剰余金増加額又は欠損金減少額		6,825,145,463	14,382,035,017
中間一部交換に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		6,825,145,463	14,382,035,017
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		13,092,313,840	8,753,936,980
中間一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		13,092,313,840	8,753,936,980
分配金		-	-
中間剰余金又は中間欠損金()		114,149,575,712	38,481,472,448

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	前中間計算期間 自 平成20年7月9日 至 平成21年1月8日	当中間計算期間 自 平成21年7月9日 至 平成22年1月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は中間計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は中間計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引</p> <p>個別法に基づき原則として時価で評価しております。</p>	<p>デリバティブ取引</p> <p>同左</p>